

第2章 扇の芝の概要

1. 和歌山城及び扇の芝の歴史

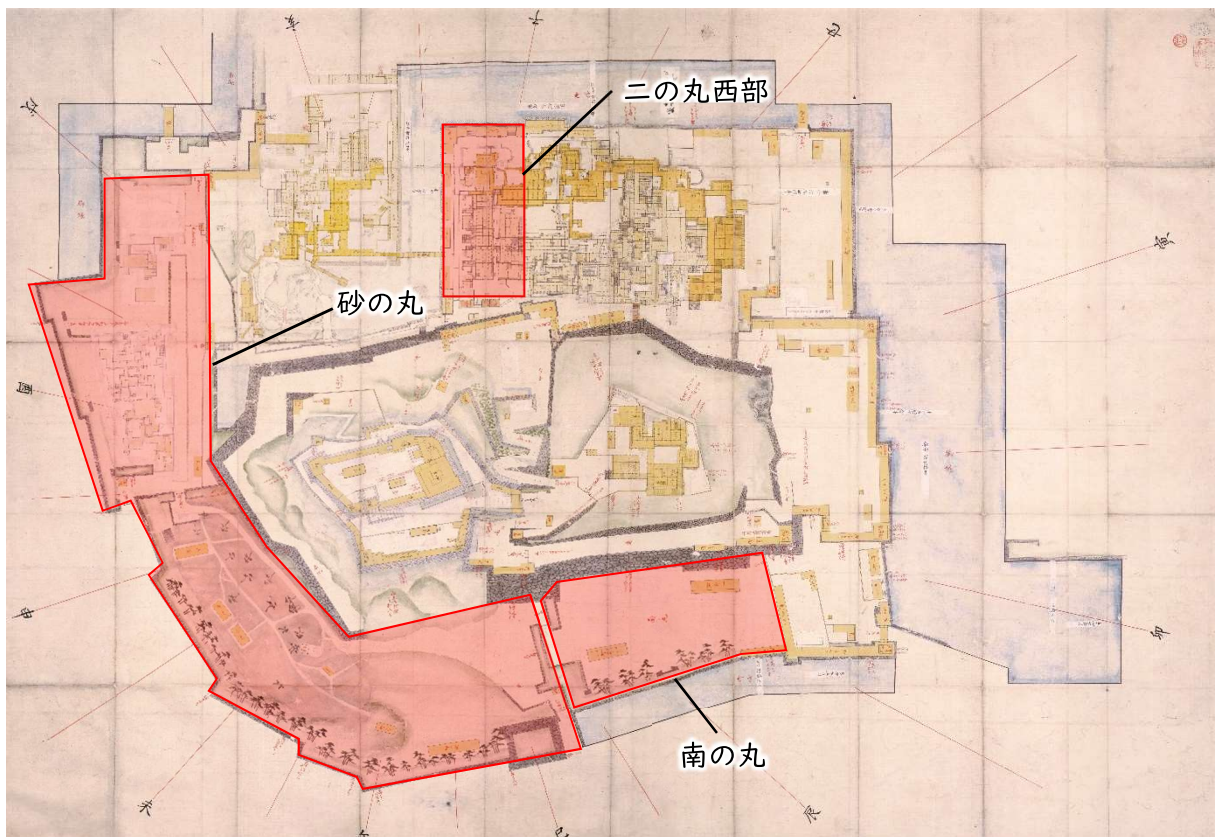
1) 和歌山城の成り立ち

和歌山城は、天正13年(1585)に羽柴(豊臣)秀吉が弟の秀長に命じて築城させた城郭である。秀長の家臣・桑山重晴が城代をつとめ、秀長家が途絶えると桑山氏が城主となった。豊臣・桑山期は虎伏山の山上から山裾部分や岡口が城郭として整備され、大手は岡口であったといわれる。

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、浅野幸長が城主となり、城の大規模な増築が行われた。連立式天守の建造、現在の本丸・二の丸・西の丸への屋敷造営、大手の一の橋方面への変更等が行われ、大手筋を基軸とする正方位の町割りも施された。

元和5年(1619)、徳川家康の十男・頼宣が城主となると、元和7年より城の増築が行われた。二の丸の西側への拡張、砂の丸・南の丸の造成が行われ、ほぼ現在の和歌山城の姿となった(図2-1)。

図2-1 元和7年以降の和歌山城拡張工事により新造・拡張された郭(「和歌山御城内惣御絵図」(和歌山県立図書館蔵)に追記)



2) 扇の芝の形成とその機能（同項目の内容は、主に【新谷 2016・2019】に依拠した）

扇の芝とは和歌山城の南西に位置した城外の空閑地で、扇の形をした芝地であったことからその名が付けられた。扇の芝が形成されたきっかけは、徳川家康の十男で紀州徳川家初代・頼宣が行った元和7年以降の内郭の拡張工事である。

前述のように頼宣が行った拡張工事により内郭の郭として砂の丸が新たに造成された。浅野家が元和5年の転封に際し紀州徳川家に渡した引継目録によれば、虎伏山の西麓・南麓を除くエリアが内郭として整備されていた。砂の丸の名が示しているとおおり、山の西麓には吹上砂丘が伸びていたと考えられ、北部の城下町整備を優先させた上に、そもそも砂地で土地利用が困難な場所だったためか、浅野期には同所まで城郭としての整備が及んでいなかったようである。この状態であれば砂丘を通して南方から城内へ容易に侵入できるため、防御面で大きな課題を残したままであった。

そこで頼宣は吹上砂丘を三年坂開削により南北に分断し、屏風折れ状の石垣を築いて防御ラインとした。内郭のその他の部分を囲郭している水堀ではなく石垣としたのは、砂丘という地形上堀を掘ることが困難であったためと推定される。砂丘を分断し空堀のような施設とも捉えられる三年坂開削と南西方面の石垣構築によって、浅野期に抱えていた和歌山城南方の防御面の課題は解消されることとなった。

この内郭拡張の結果、郭外に砂丘の一部が未開発あるいは低開発の空閑地として取り残されることとなった。それらが砂の丸北西の鼓ヶ芝と呼ばれた鼓の形をした芝地、屏風折れの石垣に沿う形の芝地・扇の芝、扇の芝南西の眼鏡池と呼ばれる池を含む林地等である（図2-2）。これらの空閑地は、城郭・城下町整備を進めるなかで自然地形を克服し得ず、居住に適さない開発困難な土地として残されていたという消極的な評価もできる。しかし、城郭との関わりで言えば以下のような積極的な位置づけも可能である。

1つは軍事的な役割である。和歌山城では内郭の出入口前方に空閑地が設けられており、城外がある程度見通せるようになっていた。追廻門や不明門は、前方にはないものの扇の芝が両門共通の空閑地であったと考えられる。また、前述のように内郭南西方面は地形的に堀を掘ることが困難であったため、城と城下町の緩衝地帯として扇の芝が設定されたとも捉えられる。このような様々な要因により、屏風折れの石垣と広く開けた芝地という特異な構造・景観となったといえよう。

もう1つは城のメンテナンスヤードとしての役割である。弘化3年(1846)に和歌山城天守は落雷により焼失し、嘉永3年(1850)にほぼ元の通り再建された。この工事に際し扇の芝には小屋や垣根が設けられ、その他の空閑地とともに材木加工など様々な下準備を行う場所として利用された。通常の規模では対応できないような工事にあたっては、扇の芝のような空閑地も作業場とされた。

メンテナンスヤードとしての利用はあくまで一時的なものであるが、普段の扇の芝はどのような様子だったのだろうか。様々な時期のものが複数残っている城下町絵図は、扇の芝も描かれていることが多く、その様子を知る手掛かりとなる（第2章第1節3）参照）。但し、平面的に描かれている城下町絵図以上の情報を得られる史料が『紀伊国名所図会』である。『紀伊国名所図会』は江戸時代後期に編纂された和歌山の名所旧跡を紹介する書物

であり、扇の芝を描いた絵図が収録された後編は嘉永4年（1851）に刊行された（熊野編は昭和12年（1937）刊行）。写実的な絵図とは言えないものの、城下町絵図だけではわからない扇の芝とその周辺の様子が描かれており（表紙）、言葉でも詳細な説明が付されている。嘉永4年からそう遡らない時期の扇の芝を描いたと思われるが、城下町絵図と照らし合わせても、ここで描かれている景観は幕末まで大きく変化することはなかったといえるだろう。

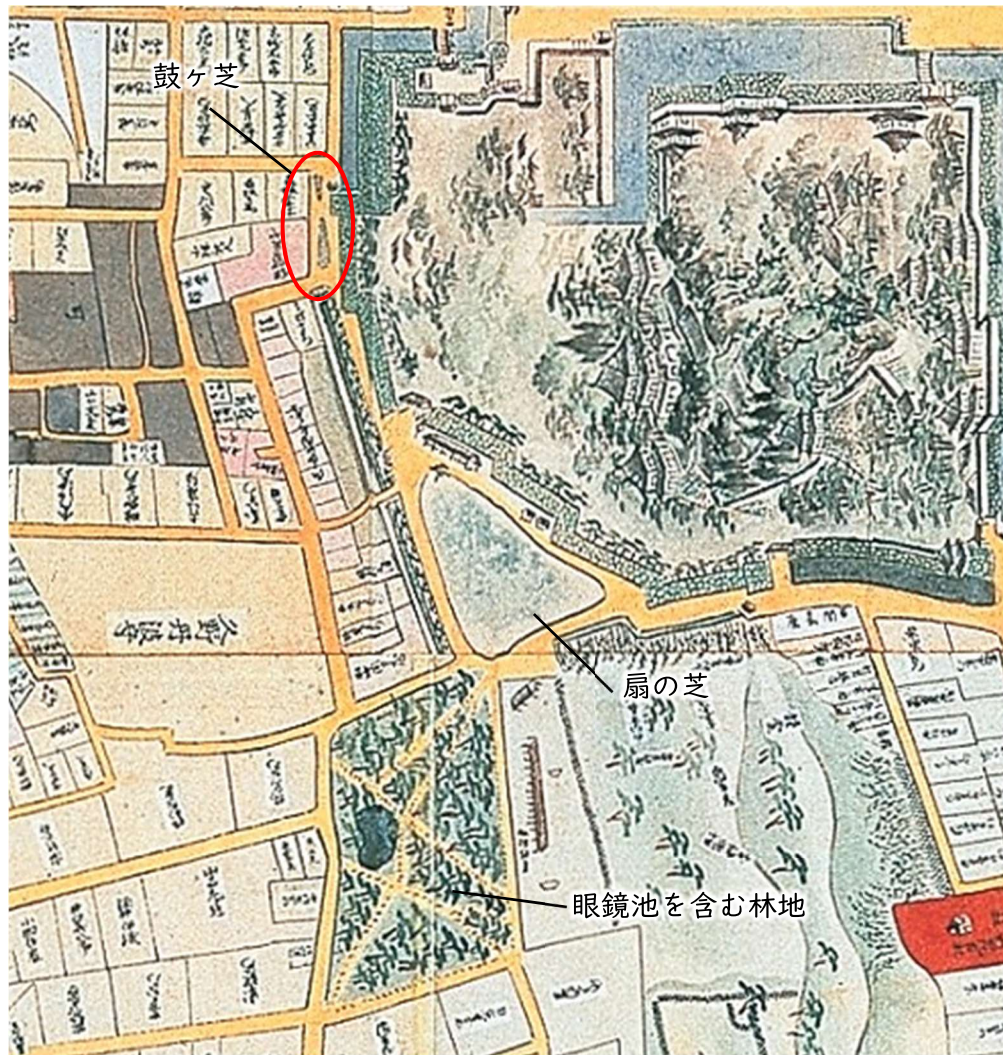
『紀伊国名所図会』で描かれた扇の芝を見ると、前述のような役割がある一方で、普段城の内郭に入ることができない一般の城下町の住民にとって、扇の芝が城と城下の接点として身近な存在であったのではないかと、という点がみえてくる。扇型の芝地の北端には要の松と呼ばれる松が植えられており、そこから和歌山城東方の広瀬・南方の吹上へと道が二筋に分かれていた。周囲の道を様々な人々が往来する様子が描かれているが、その道だけでなく扇の芝の芝地内をショートカットする人々もいたようである。通行人を監視するためか、石垣際には番所と思われる小屋が描かれている。

芝地では、温暖な気候の時には近所の子どもたちが菓子や弁当などを持ち寄って、野遊びのまね事をするという。また図の手前には扇の芝に隣接していた追廻馬場が描かれており、騎射が行われている様子を町人らが土手から見学しているのがわかる。本来は軍事的な要請から設けられた空閑地が、多くの人がある程度自由に行き交う身近な空間となっていた様子が見てとれよう。

また、扇の芝の性格を見ていく上で重要となるのが周辺の道との関係性である。『紀伊国名所図会』には扇の芝周辺の道を通行する人も多く描かれていることから、同所は城下町から吹上・高松を経て南の和歌浦方面に向かう道と三年坂を経て広瀬方面に向かう道が分岐する交通の要衝でもあった。

但し『紀伊国名所図会』に描かれているような扇の芝の景観が、いつ頃から形成されたものなのかは、はっきりしない。城下町の形成過程やそれに伴う人流の変化等とも関わる重要な論点であり、今後の研究課題としたい。

図 2-2 「和歌山城下町絵図」(部分、1855年、野際蔡真画、和歌山市立博物館蔵)



3) 城下町絵図から見た扇の芝

現在、近世の和歌山城やその城下町を描いた絵図は、60点以上が確認されている。扇の芝についても和歌山城の南西に隣接する事から多くの絵図にその存在が描かれている。ここでは17世紀～19世紀にかけて作成された絵図の中で、作成年代が特定できるものを複数点選び、扇の芝やその周辺の景観について読み取れる事をまとめる。なお、赤枠で囲った部分が概ねの扇の芝の位置である。

○17世紀

図2-3はかなりデフォルメ化されている点に留意する必要があるが、万治元年(1658)～寛文元年(1661)の和歌山城とその城下町を描いた絵図である。和歌山城の南西角の広く描かれた道が扇の芝に該当する箇所だが、この時点では特に芝地のような表現はされていない。ただし、和歌山城の南西部は追廻門方面(北)・和歌浦方面(南)・三年坂方面(東)・湊御殿方面(西)の4方向から来る道が交差する交通の要衝である。これらの方向からの人の流れによって自然に道ができ、この絵図の後の時代に扇の形をした空閑地が誕生した可能性も考えられる。

なお、本絵図は和歌山城及び和歌山城下を描いた絵図の中で現在確認できるものとして最古の絵図となる。

図2-3 「和歌山古屋敷絵図」(部分、1658～1661年、和歌山県立図書館蔵)

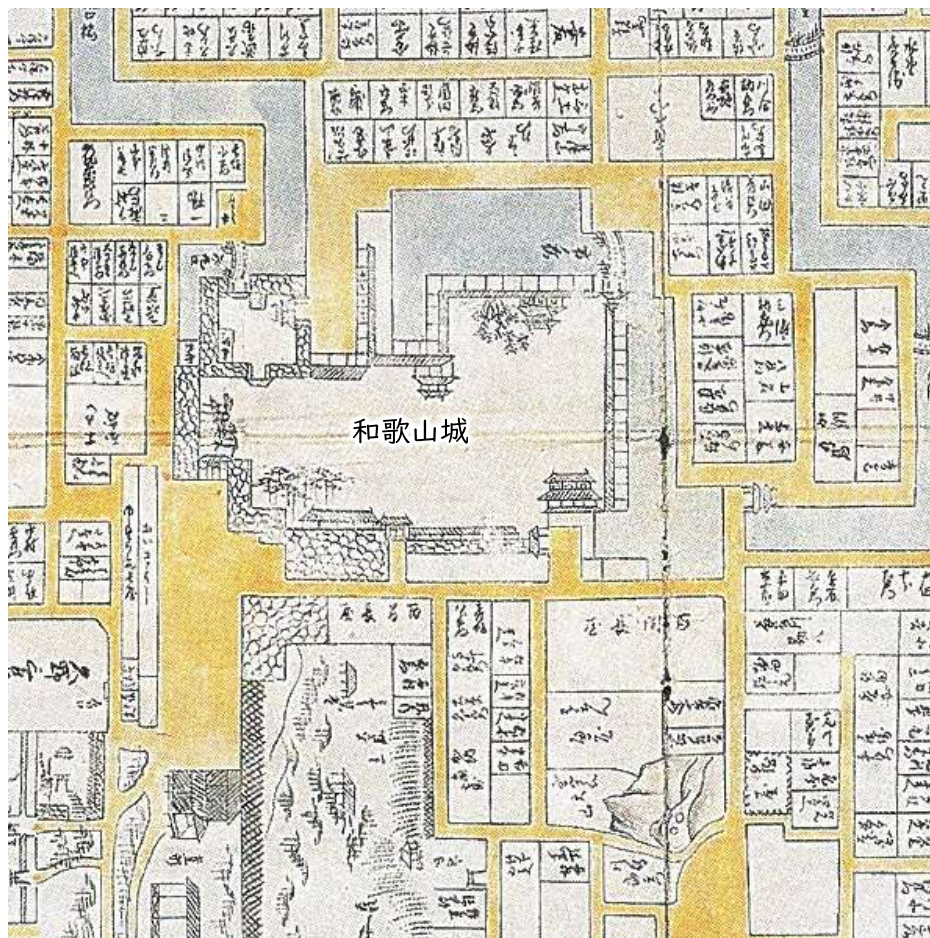
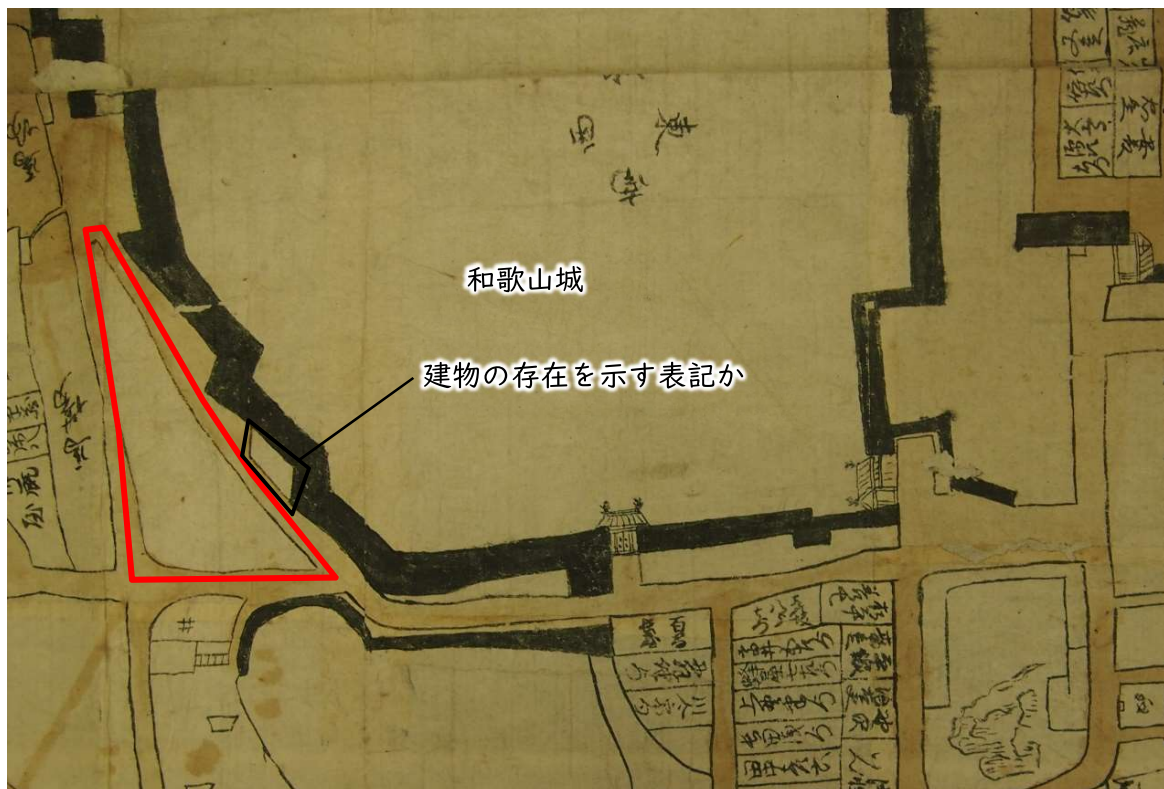


図 2-4 は、元禄 13 年（1700）に描かれた和歌山城及びその城下町の絵図。現在確認されている絵図の中では、形として扇の芝が確認できるもっとも古い絵図と思われる。城の南西外側に図 2-3 では確認できなかった三角形の空地と、藩士達が乗馬の練習に勤しんだ馬場が描かれている。

また、本絵図では砂の丸(南)石垣の下に平行四辺形状の区画が描かれている(黒枠内)。この区画が何を表現しているかは不明だが、何等かの建物の存在を示している可能性が考えられる。

図 2-4 「和歌山町割之図並ニ諸士屋敷割姓名附」(部分、1700 年、和歌山県立図書館蔵)



○18世紀

図2-5は、享保13年(1728)に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。城の南西側に三角形の空地と馬場が描かれている。図2-4と異なる点は、砂の丸(南)石垣の下に小屋状の建物が描かれているところである。この小屋の正体は不明であるが、『紀伊国名所図会』の扇の芝に見られる小屋状の建物(本計画書の表紙参照)と同様のものと考えられる。

図2-5 「紀州侍屋敷図」(部分、1728年、和歌山市立博物館蔵)

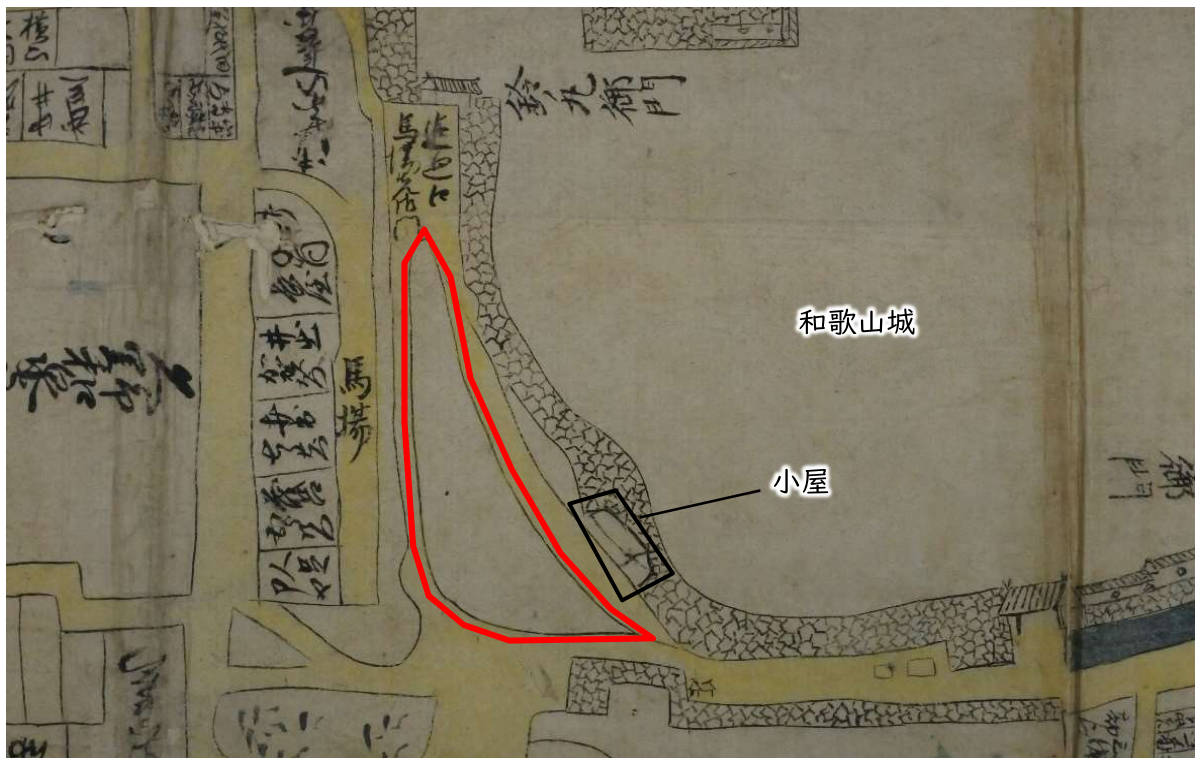


図2-6は、近世後期の地図製作者・森幸安が宝暦6年(1756)に作成した和歌山城下町及びその周辺の絵図。本図は、城下町の南に位置する和歌浦地区も含めて広域に描がられているのが大きな特徴である。和歌浦には徳川家康を祀る紀州東照宮やその別当寺である雲蓋院が存在する等、紀州徳川家にとっては重要な空間であり、歴代藩主は参詣等で頻繁に訪れていた。

近世においては、この和歌浦と藩主が居住していた和歌山城の間を和歌道という街道が結んでおり、多くの人・物が往来していた。この和歌道を通行すると扇の芝の近くを通る事から、扇の芝が和歌山城周辺へのアクセスの中で何らかの意味合いを持っていた可能性も考えられる。しかし、和歌道と扇の芝との関係性についてはまだ不明な点も多いため、今後の研究課題としたい。

図 2-6 「日本輿地図 南海道部 紀州和歌山和歌浦之図」(1756 年、国立公文書館蔵)



図2-7 「紀都会一覽」(部分、1778~1789年、和歌山県立図書館蔵)

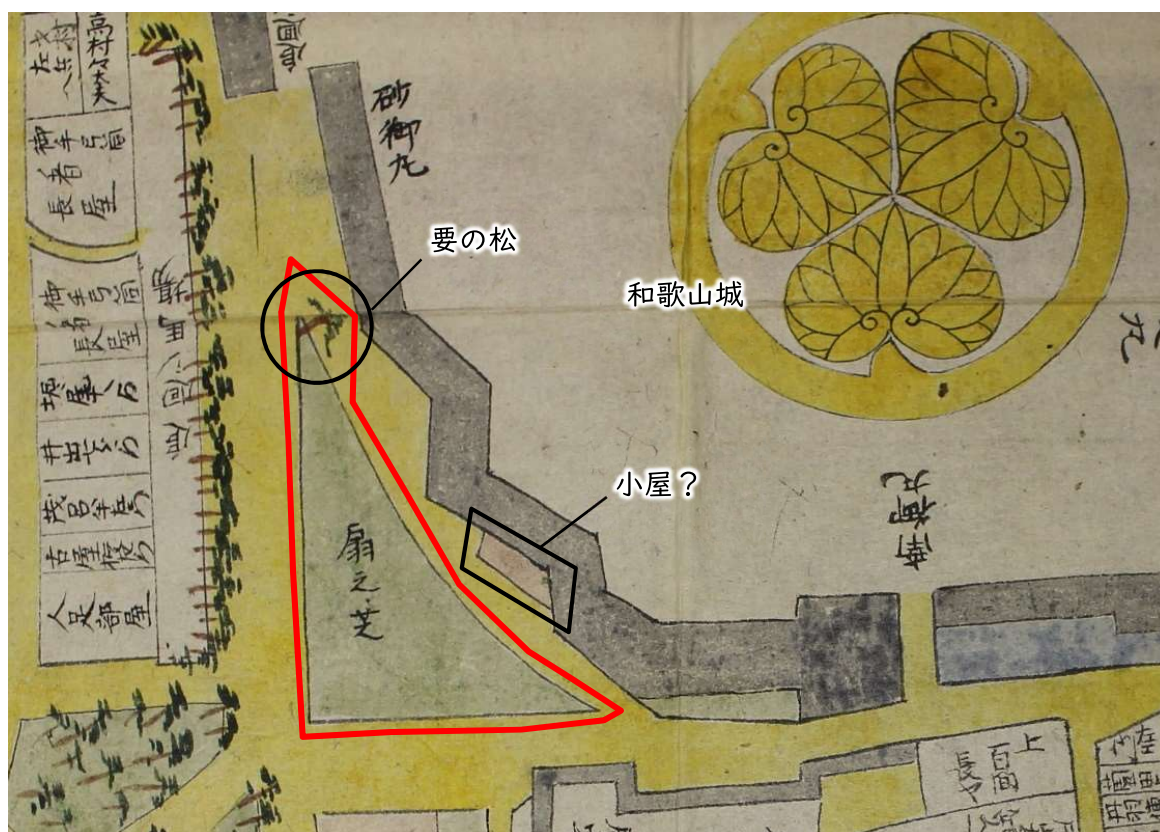


図2-7は、安永7年(1778)~寛政元年(1789)に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。城の西南に三角形の空地が描かれており、「扇之芝」の文字が見られる。図2-4・図2-5描かれていた扇の芝と比べると、北側に要の松が描かれている点が大きく異なっており、要の松は追廻門方面から伸びる道が和歌浦方面(南)と広瀬方面(東)に分かれる分岐点というシンボリック的存在であった事を示している。一方で、図2-5で見られた砂の丸(南)石垣下の小屋状の建物は本図では見られないが、石垣下に付いているピンク色の区画(黒枠内)が小屋を表現しているものと思われる。

○19世紀

図2-8は文政13年(1830)に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。扇の芝の形が図2-7と比較すると縦長になる等、かなりデフォルメされているが、北端の要の松や小屋、腰掛が確認できる事から『紀伊国名所図会』にみられる追廻門周辺風景(本計画表紙及び図2-7参照)と一致する。

なお、これまでの絵図で見られなかった追廻門脇の腰掛については、江戸時代後期に新たに設置された可能性が指摘されている【新谷2019】。腰掛とは武士が登城する際に連れてきた供の者が、待機場所として使う建物の事を指す。『紀伊国名所図会』にも追廻門前に供の者とおぼしき人達が座っている建物が描かれており、図2-8の追廻門前の建物の表記と位置的に一致する事から腰掛と考えられる。

図 2-8 「若山城下図」(部分、1830年、和歌山市立博物館蔵)

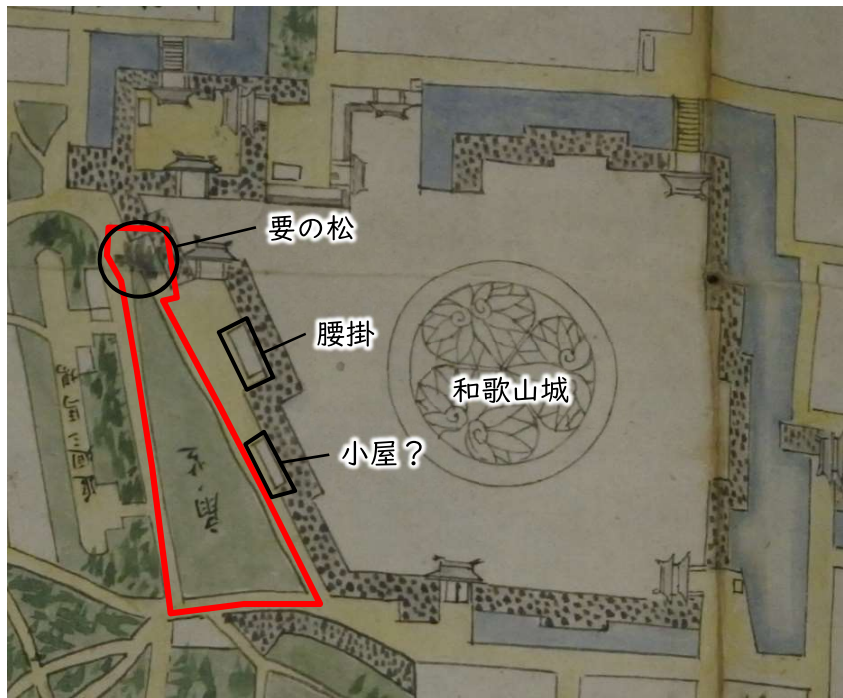


図 2-9 『紀伊国名所図会』「追廻し口邊往來の図」(『紀伊国名所図会 後編』、国立国会デジタルコレクションより引用)

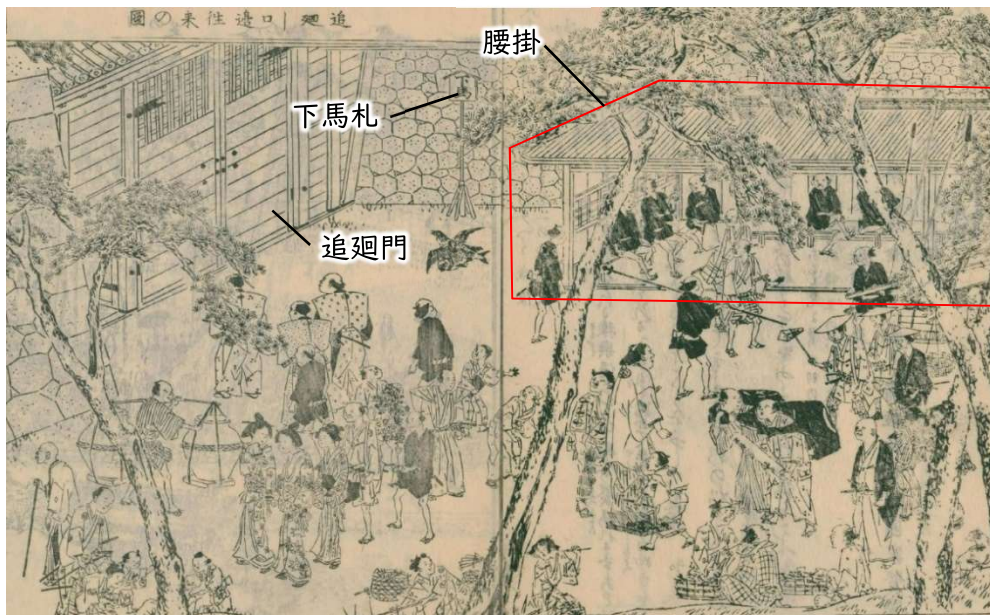


図 2-10 は、文久 3 年 (1863) に描かれた和歌山城及び城下町の絵図。近世末期における扇の芝の様子が確認できる。これまでの絵図と比較すると単純な三角形ではなく、扇に近い形として表現されている。

図 2-8 と同じく要の松や腰掛、小屋の描写も見られ、『紀伊国名所図会』(本計画書表紙参照) に描かれていた風景と一致する。一方、これまでの絵図と異なる点としては、追廻門前に下馬札が描かれている事が挙げられる。下馬札は馬に乗った者が馬から降りる場所を示す標識であり、図 2-9 にも描かれている。和歌山城に向かう武士で馬に乗

った者はこの看板を境に馬から降りて徒歩で入城する事を義務付けられていた。

本図は近世の和歌山城及び城下町を描いた絵図の中では、最末期のものに当たり、おそらくこの絵図に描かれている状態のまま近代へ推移したものと考えられる。

図 2-10 「和歌山屋敷絵図」(部分、1863 年、和歌山市立博物館蔵)



4) 扇の芝の範囲

前項で確認した近世の扇の芝の内、現在残っている範囲（史跡追加指定を進めてきた範囲）はその一部であると思われる。扇の芝を整備するにあたっては、本来の扇の芝の範囲を推定し、解説サイン等でその推定範囲を来訪者に示す必要がある。

近世から近代初期にかけて作成された絵図資料は、「実測」と銘打っていても現在地図と比較するとかなりのズレを生じることが多い。そのため、開発により扇の芝の範囲が大きく変化していない時期のもので、近代測量技術を用いて作成された地図資料をまず確認する。

和歌山城周辺を描写する近代実測図の内、最初期に作成された地図として参謀本部陸軍部測量局により編成された「仮製二万分一地形図」（以後「仮製地形図」と略称）が挙げられる。和歌山地域の仮製地形図は明治19年（1887）に一斉に測図されている（製版は明治25年）。

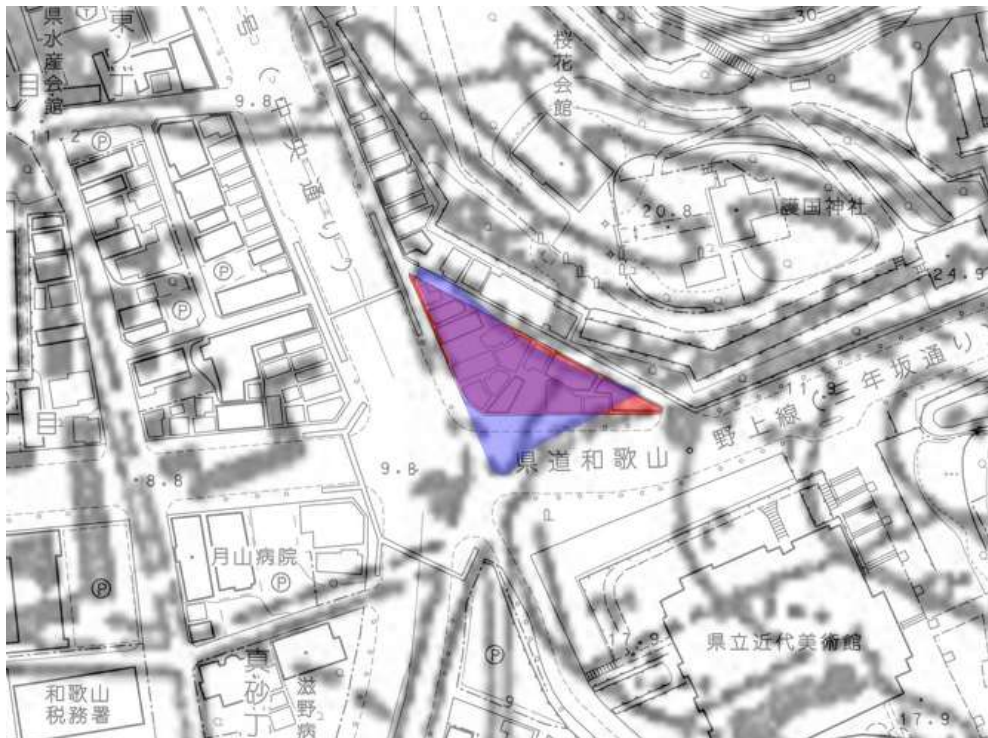
図2-11にみられるように仮製地形図に描写された扇の芝は、地図の縮尺の関係でかなり大まかな形状となるが、前項で確認した近世絵図資料の扇の芝と同様に三角形形状であったことが確認できる。

図2-11 仮製二万分一地形図「和歌山」（明治19年測図、明治25年製版）



しかし、現在の扇の芝の範囲と比較（図2-12）すると、特に南側に大きなズレがあることが確認できる。

図 2-12 現在の地図と仮製地形図の比較

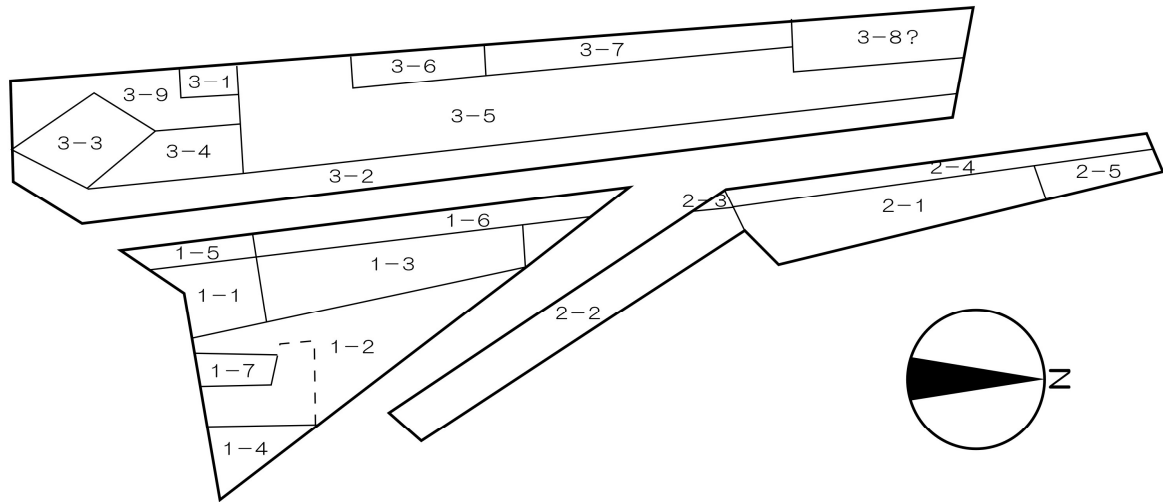


このズレについて、土地所有の基本資料である土地台帳附属地図（以後、地籍図と呼称）を用いてさらに検討する。

扇の芝は「雑賀屋東ノ丁」に含まれる場所であり、現在確認できる当該地の地籍図は、和歌山地方法務局が所蔵する旧公図と和歌山市立博物館が所蔵する地籍図の2つが現存している。この2つの地籍図の記載情報を基に扇の芝とその周辺をみると、道路（和歌道）に沿った区画（図2-13）である1番地の[1-5]・[1-6]、2番地の[2-3]・[2-4]などに「道路」と追記されている。和歌山地方法務局が所蔵する土地台帳を確認すると、同地は個人所有であったが、明治40年に分筆して「和歌山水力電気株式会社」が所有者となり、大正11年（1922）に「内務省」が有する官有地になっっている。

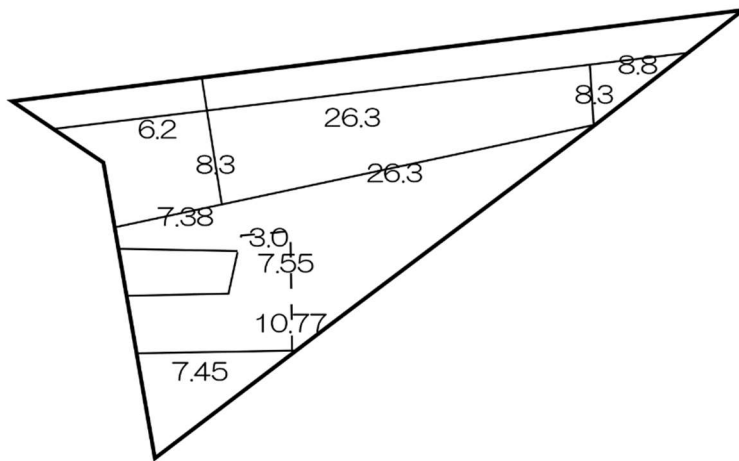
このことからこれらの区画は、明治42年に和歌山水力電気株式会社が開業させる和歌山市街電車（和歌山市電）の敷設（明治42年1月 和歌山県庁（西汀丁）～和歌浦口を開業）のために入手し、路線敷地として地目変更が実施された部分と思われる。その後、大正11年に内務省が所有者となったのは、同年頃から隣接する町の土地台帳にみられる「上水道濾過地」などの記載から、上水道の整備のためであったと思われる。

図 2-13 「和歌山市街地籍図 湊南 第六号 雑賀屋東ノ丁」南側トレース図（図の上方が西、番号は〔番地一枝番〕）



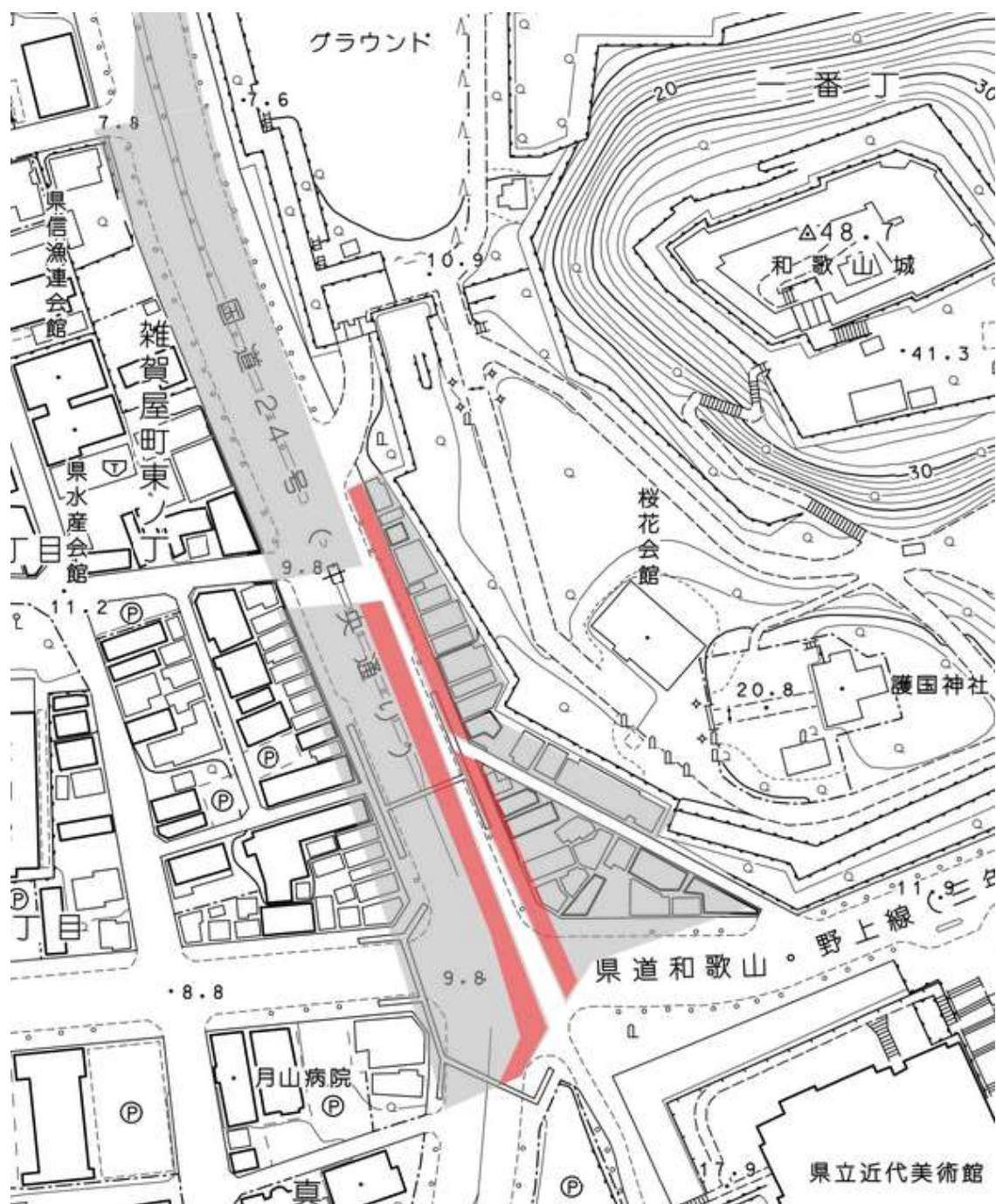
また和歌山市立博物館所蔵の地籍図には、描写された区画の一部に距離が間数で記載されているものが多い。扇の芝を含んだ「雑賀屋東ノ丁」の地籍図にも間数の記述がみられ、特に中心部の長形状区画の四辺の距離と南北の区画線の総距離が読み取れる（図 2-14）。

図 2-14 和歌山市立博物館所蔵の地籍図に記載された区画の間数



この記載された数値を基に図を補正して扇の芝の範囲を現在地に比定すると、仮製地形図と近似した南側に長い形状の範囲となる（図 2-15）。ただし、上述のように和歌山市電の路線敷地となった部分（図 2-15 の赤色部分）が西側にあるため、仮製地形図でみた範囲よりも少し西側の部分も扇の芝の範囲に含まれていたと推定できる。

図 2-15 現在の地図と地籍図の比較



以上のことから、推定される明治初期時点での扇の芝は図 2-16 のような範囲となる。

図 2-16 明治初期時点での扇の芝の推定範囲

